

令和4年稲敷市農業委員会第6回総会

〔7月11日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
日程10 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	根 本 大 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	森 田 勝 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	平 沢 心 平 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和4年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。なお、本日の総会には、傍聴人の方が入室されております。傍聴人の方は、静粛な傍聴にご協力をお願いいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は18番川島昇委員、1番墳本典勇委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

3ページまでの4件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。なお、3ページの受理番号4番の地目で、原野が3筆ございますが、いずれも現況は田となっております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書4ページ、5ページの4件になります。いずれも農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。受理番号2番から4番の合わせて27筆につきましては、この後の議案で再配分の計画が出ております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 6ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転件8件、贈与による所有権移転1件でございます。

受理番号1番 西代字北田、田1筆、5,200㎡ についてでございますが、受人が経営主変更のため受贈するものでございます。なお、千葉県香取市発行の耕作証明書が添付されており、受人が181アールの農業経営をしていることを確認しております。

受理番号2番 浮島字寄縄原、畑1筆、204㎡、受理番号3番 浮島字寄縄原、畑1筆、295㎡ についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号4番 高田字西ノ内、畑1筆、999㎡、受理番号5番 上須田字上須田、田1筆、573㎡、受理番号6番 高田字西ノ内、畑1筆、210㎡、受理番号7番 高田字西ノ内、畑1筆、1,3

99㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号8番 八筋川字八郎田、田2筆、4、979㎡、受理番号9番 戊渡字北、田2筆、5、697㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号1番について、報告いたします。

7月6日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。家庭内の贈与であり、受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、収穫は委託をしています。農作業従事日数は150日、経営面積181アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番・3番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。受理番号2番・3番について、報告いたします。

7月2日に武内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積107アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番から7番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号4番から7番について、報告いたします。

7月6日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積814アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

受理番号8番・9番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 8ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 上根本字南下、田3筆、542㎡についてですが、市街化調整区域内で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから甲種農地と判断いたしました。申請人は、現在家族4人で生活しておりますが、独立を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、134.97㎡の自己住宅を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は、合併浄化槽に接続する計画です。なお、申請地は甲種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号2番 羽生字宅地添、畑1筆、430㎡についてですが、事業面積は雑種地と合わせて1,004㎡で、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号3番 蒲ヶ山字水砂、畑4筆、946㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣地において社会福祉事業を営んでおりますが、現在賃貸契約で使用している駐車場の一部が契約終了となり、代替地の取得のために申請に及んだものでございます。事業計画は、32台分の来客用駐車場として利用する計画です。

受理番号4番 江戸崎字新山、畑1筆、158㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地を本店とする社会福祉事業を営んでおりますが、事業拡大に伴い駐車場が不足することから申請に及んだものでございます。事業計画は車両5台となります。

受理番号5番 蒲ヶ山字中部、畑1筆、913㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネルを288枚設置。

受理番号6番 蒲ヶ山字中部、畑1筆、1,162㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネルを288枚設置。

受理番号7番 蒲ヶ山字中部、畑1筆、580㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネルを240枚設置。なお、受理番号5番から7番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号8番 浮島字大田部、畑2筆、536㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在、アパートにて生活しておりますが、家族が増え、将来を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、150.11㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は、下水道へ放流する計画です。

受理番号9番 浮島字寄縄原、畑2筆、499㎡についてですが、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、家族が増え、現在の住まいが手狭なため自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て、137.46㎡の自己住宅を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は、下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断しましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号10番 押砂字前通、田1筆、799㎡についてですが、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、農業法人であり、経営規模拡大に伴い、新たな施設が必要となるため、農業用倉庫1棟213.90㎡を建築する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断しましたが、農地法施行令第4条第1項第2号イ、「農業用施設」に該当します。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号1番について、去る7日、野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。受理番号2番について、去る7日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番(横田悌次君) 3番横田です。受理番号3番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番(山下恭一君) 11番山下です。受理番号4番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番から7番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号5番から7番について、去る7日、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番・9番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番(黒田和夫君) 10番黒田です。受理番号8番・9番について、去る7日、武内推進委員と山田推進委員および事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号10番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番(木内昌秀君) 6番木内です。受理番号10番について、去る7日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 11ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」

登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番 古渡字峯附、畑2筆、766㎡、受理番号2番 古渡字峯附、畑1筆、370㎡、受理番号3番 古渡字寺台、畑3筆、1,081㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号4番 下根本字上沼、田1筆、112㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号5番 阿波崎字原山、畑2筆、226㎡、受理番号6番 阿波崎字原山、畑5筆、553㎡についてですが、20年以上前よりゴルフ場として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番から3番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番(野口克行君) 12番野口です。受理番号1番から3番について、去る7日、黒田委員と推進委員の渡辺委員、永野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番(山口幸一君) 2番山口です。受理番号4番について、去る7日、遠藤委員と推進委員の沼崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番・6番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号5番、6番について、去る7日、木内委員と推進委員の黒田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、ゴルフ場として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 12ページをお開き願います。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、2件、7筆、6,911㎡、再設定が、5件、13筆、38,070㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 14ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、1件、2筆、5,768㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 15ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が1件、2筆、5,768㎡、再配分が8件、42筆、55,778㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

根本局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」説明させていただきます。

去る令和4年6月20日に、東地区推進委員の郡正巳委員から、健康上の理由により稲敷市農地利用最適化推進委員の退職願が会長あてに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をするものでございます。なお、郡委員におかれましては病氣療養中とのことでありまして、健康上の理由は、正当な事由と判断して差し支えないと思われまます。また、欠員補充のことにつきましては、議決後に説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。これより、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を採決いたします。本案は、辞任に同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。引き続き、欠員の補充のことについて事務局から説明願います。

根本局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） ただ今の議決で、農業委員会の同意が得られたということになりますので、郡委員は本日付で退任ということになります。欠員の補充についてですが、稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条に、「推進委員の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、後任の推進委員を委嘱することができる」と規定されております。また、農林水産省の見解としまして、「推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を委嘱することが適当である」とあります。以上のことを踏まえ、本総会前に開催された運営委員会でご協議をいただいたところですが、東地区の推進委員が10名になるが、所掌事務を適切に行うことは可能であるとのご意見があり、当面1名欠員のまま運営し、郡委員の担当地区は近隣の委員さん方で対応していただくということでご承認をいただいたところでございます。私からは以上でございます。

○議長（根本 脩君） ただ今の説明について質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。事務局から説明がありましたように、東地区の推進委員は当面10名になりますが、農業委員を含め、協力し合いながら、事務に支障がないようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時52分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

18番委員 川 島 昇

1番委員 墳 本 典 勇